

不当労働行為を謝罪せよ！ 会社は謝罪を拒否

本部は本日、窓口折衝の場において会社側から申4号（最高裁判所の決定に基づく申し入れ）の回答を受けました。申4号は、いわゆる中津川事件について最高裁判所が中央労働委員会の不当労働行為救済命令を支持し、会社の上告を棄却し上告審として受理しない決定を下したことに基づくものです。

J R 東海労は、会社の行為が不当労働行為として認定されたことから、業務委員会を開催して複数の委員で議論するべきであると主張しました。これに対し会社は、業務委員会の付議事項ではない、会社として業務委員会の開催の必要を認めない、などと主張しました。しかし、労働協約第1条に健全な労使関係を確立するという協約の目的が謳われており、J R 東海労は付議事項ではないがまさに協約の目的からして業務委員会を開催して然るべき、協約を盾に取った開催拒否である、主張し対立を確認し回答を受けました。

《申4号の回答と議論の概要》

1. 中央労働委員会命令に基づき、不当労働行為を直ちにやめること。

【回答】

今後も行わない。

2. J R 東海労に対し謝罪すると共に、本社及び東海鉄道事業本部の正面玄関、中津川運輸区の社員の見えやすい場所に謝罪文を掲出すること。

【回答】

行うつもりはない。

組合：不当労働行為を今後「も」行わない、とはどういうことか。

会社：今までも不当労働行為は行っていないという認識である。

組合：中央労働委員会が会社の行為を不当労働行為と認定し、最高裁もそれを支持する決定を下したのである。どういう価値判断を持つのか。

会社：命令内容について判断は述べない。

組合：J R 東海労に対し謝罪せよ。謝罪文を掲出せよ

会社：謝罪する必要はないと判断する。

組合：なぜ謝罪しないのか。

会社：中央労働委員会命令はポストノーティスの必要を認めていない。

組合：会社の行為が不当労働行為だと認定されたのである。一般常識からして悪いことをやったのだから、当事者として謝るべきだ。

会社：会社の常識として謝罪の必要はないと判断した。

組合：認められない。対立を確認する。

以上のように、会社は謝罪や謝罪文の掲出が中央労働委員会命令にないことから、J R 東海労に対し謝罪しようとしません。しかし一般的にいても、不当労働行為が法律的に認定された以上、謝るのが当然の態度ではないでしょうか。そして不当労働行為を今後「も」行わない、という態度は中央労働委員会や裁判所の判断を蔑ろにするものです。

以 上